

図書館の利用に関する料金規定

I 利用登録料

図書館利用規程第2条(4)および(5)に該当する者が<長期貸出>を希望するとき
年間登録料 1,000円(登録または更新日から1年間有効)
(ただし利用規程適用細則第2条で規定する<無料対象者>は不要とする)

II 図書館利用カード再発行料および仮図書館利用カード発行料

図書館利用カードを紛失または損傷して、再発行を受けるとき 500円

III 督促費用

図書館利用規程第25条に基づいて図書館が行う督促にかかる費用は、原則として、当該利用者の負担とする。

IV 複写料金

利用者	複写種類	セルフ	館員(モノクロ)	館員(カラー)
学内者	電子複写	コイン式(10円)	20円	50円
	マイクロ	10円	30円	—
	その他電子情報	10円	30円	60円
学外者	電子複写	コイン式(10円)	40円	70円
	マイクロ	30円	50円	—
	その他電子情報	30円	50円	80円
ILL依頼	電子複写	—	40円	70円
	マイクロ	—	50円	—
	その他電子情報	—	50円	80円

※その他電子情報とは、CD-ROM, DVD-ROM, データベースのことを指す。

※定められたデータベース以外のプリントアウトは認めない。

V 相互協力サービスにかかる費用

図書館利用規程第34条に基づいて図書館が行う相互協力サービスにかかる費用は、当該利用者の負担とする。

VI 弁償

図書館利用規程第35条に従い、可能な場合は、現物弁償を原則とする。

現物弁償が困難で、現金による弁償が必要な場合は、弁償金額を次のように算出する。

- ① 弁償する資料が、現在も販売されているが入手までに時間がかかる場合
 - ・ 外貨価格しか判明しないときは、その時点でのレートで円換算する。
 - ・ 日本の代理店で販売されている場合は、複数の業者が付与している価格の平均金額を算出する。
- ② 絶版・廃盤等の理由で、販売されていない場合
 - (1) 楽譜・書籍・逐次刊行物
 - ・ 似たような資料(例:同じ曲の版違いや同じ出版社の同程度の頁数のもの)の価格を調査し、それらの平均金額を算出する。
 - (2) CD
 - ・ 受入金額を弁償額とする。
 - (3) DVD
 - ・ 受入金額を弁償額とする。

- (4) VHS
 - ・ 受入金額を弁償額とする。
 - (5) LD
 - ・ 受入金額を弁償額とする。
 - (6) LPLレコード
 - ・ 一律、2,000円×枚数を弁償額とする。
- ③ 一部分のみ紛失または破損・汚損した場合
- (1) パート譜のみ、スコアのみ紛失または破損・汚損した場合は、①または②で算出した金額の全額を弁償額とする。
 - (2) 書籍や逐次刊行物の付録を紛失または破損・汚損した場合は、次のいずれかの方法をとる。
 - ・ 付録がないと本体の価値が半減してしまうとみなされるもの場合は、①または②で算出した金額の全額を弁償額とする。
 - ・ 付録がなくても本体の価値にそれほど影響がないとみなされるもの場合は、①または②で算出した金額の半額を弁償額とする。
 - (3) AV資料の解説のみ紛失または破損・汚損した場合は、次のいずれかのうち適切なほうの算出額を弁償額とする。
 - ・ ①または②で算出した金額の半額を弁償額とする。
 - ・ 付属解説の場合は、一律1,000円、別冊解説の場合は、一律2,000円を弁償額とする。
- ④ ケース等を紛失または破損・汚損した場合
- (1) マチ付き東ケース(黄色)
 - ・ 一律1,500円を弁償額とする。
 - (2) その他(CDケース、透明の東ケース、CDの曲目一覧を書いた紙)
 - ・ 厳重注意のみとし、弁償は請求しない。
- ⑤ 弁償金額の上限
- 前項にかかわらず、次のように弁償金額の上限を設ける。
- ・ 教員・助教・助手・研究員・学外者
現物弁償の代償額が50,000円を超える場合、50,000円の現金をもって弁償とする。
現金弁償算出額が50,000円を超える場合、上限を50,000円とする。
 - ・ 職員
現物弁償の代償額が30,000円を超える場合、30,000円の現金をもって弁償とする。
現金弁償算出額が30,000円を超える場合、上限を30,000円とする。
 - ・ 学部生、大学院生、科目等履修生、聴講生、特別研究学生、付属高等学校生徒、付属音楽教室生徒、卒業生、旧教職員
現物弁償の代償額が20,000円を超える場合、20,000円の現金をもって弁償とする。
現金弁償算出額が20,000円を超える場合、上限を20,000円とする。